

8-9 水道施設（配水場）更新及びアセットマネジメント計画策定業務委託に係る  
公募型プロポーザル審査要項

令和8年6月8日制定

1 目的

本要項は、8-9 水道施設（配水場）更新及びアセットマネジメント計画策定業務委託に係るプロポーザル審査及び業者選定方法の手続きについて、必要な事項を定める。

2 審査及び審査委員会

審査は、8-9 水道施設（配水場）更新及びアセットマネジメント計画策定業務委託に係るプロポーザル審査委員会に諮り、同審査委員及び神栖市水道課が別に定める評価項目に基づいて実施する。

3 審査方法

(1) 審査形態

審査は、企画提案書等による書類審査（第1次審査）と、プレゼンテーション等による最終審査（第2次審査）により行う。

(2) 第1次審査（書類審査）

①審査概要

提出された企画提案書等について後述の4 審査項目（1）から（5）で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価（評定点）を得た企画提案者から順に3者を選考する。

ただし、3者目が同点の場合は、委員の投票により決することとし、投票数が同数の場合は、委員長が決する。

なお、企画提案者が3者以下のときは、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査及びプレゼンテーション等による審査を実施する。この場合において、企画提案者に別に通知するものとする。

②実施予定日

令和8年7月23日（木）

(3) 第2次審査（プレゼンテーション等による審査）

①審査概要

第1次審査により選考された者が企画提案についてのプレゼンテーションについて行い、後述の4 審査項目（6）から（10）で示す審査基準に基づいて審査し、各審査委員における第1次審査及び第2次審査の総合評定点の平均点が最も高い企画提案者を受託候補者とする。

ただし、総合評定点が同点の場合は、委員の投票により決することとし、投票数が同数の場合は、委員長が決する。

なお、企画提案者が1者のみであった場合を含め受託候補者の決定にあたっては、各審査委員における第1次審査及び第2次審査の総合評定点の平均点が60点未満の場合は、受託候補者として決定することができない。

②実施予定日

令和8年8月6日（木）（予定）

※詳細は第1次審査の結果通知の書面に記載する。

③実施場所

神栖市分庁舎2階 会議室2（予定）

※詳細は第1次審査の結果通知の書面に記載する。

④所要時間

1事業者につき、55分以内とする。

- ・準備 5分以内
- ・プレゼンテーション 30分以内
- ・質疑応答 20分以内

⑤参加人数

プレゼンテーション等の出席者は3名以内とし、本業務に携わる予定の管理技術者又は担当者が質疑応答を行うものとする。

⑥資料のスクリーン投影について

プレゼンテーションに用いる資料については、パソコン等を利用したスクリーン投影による方法を実施することができる。ただし、以下の内容に留意すること。

- ・投影する資料は、企画提案書及び企画提案書を補完する資料に限る。
- ・スクリーン投影に用いるプロジェクター、スクリーン及び電源は、本市で用意するが、その他のパソコン等の機器については提案者が用意すること。なお、本市のプロジェクターの接続端子はHDMI及びD-SUB(15ピン)のみであることに留意すること。
- ・スクリーン投影による方法を用いる場合は、事前に市担当者へ連絡すること。

⑦その他留意事項

- ・災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時間に遅れた場合は失格とする。

#### 4 審査項目

本プロポーザルは、以下の項目について審査する。

- (1) 業務理解度
- (2) 業務遂行体制
- (3) 同類業務の実績
- (4) 本業務の実施体制
- (5) 業務価格の妥当性
- (6) 企画提案の説得力
- (7) 技術力の蓋然性
- (8) テーマ1について：配水場更新に係る情報収集及び計画策定における観点や留意事項に関する提案について
- (9) テーマ2について：タイプ4Dでのアセットマネジメント計画策定に係る変動要因の具体例や規模の適正化等に係る提案について

(10) テーマ3について：本業務に係る独自提案について

5 協議事項

その他定めのない事項については、審査委員会の協議により定める。